

○環境省告示第八十七号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）の施行に伴い、及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）の規定に基づき、石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項及び第二項の一般拠出金率（平成十八年環境省告示第百五十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月二十八日

環境大臣 小沢 鋭仁

題名及び本文中「及び第二項」を削り、本文中「第三十七条第三項」を「第三十七条第二項」に改める。

附 則

この告示は、平成二十二年一月一日から施行する。